（本人確認書類の範囲等に関する経過措置）

第三条　国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における新規則第十五条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「いずれかの書類」とあるのは「いずれかの書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条（国民年金法の一部改正）の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳」と、同項第二号中「又はリに掲げるいずれかの書類」とあるのは「若しくはリに掲げるいずれかの書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項に規定する国民年金手帳」とする。

第四条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第十五条の三」を「第十五条の三第三項」に、「、同項」を「、消費税法施行令第五十条第一項」に改める。

（平成二十八年消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「及び次項」及び「。次項において「三十年改正規則」という。」を削り、同条第三項中「三十年改正令第一条の規定による改正後の消費税法施行令第十八条第二項各号」を「消費税法施行令第十八条第三項各号」に、「同条第一項」を「同条第二項」に、「三十年改正規則第一条の規定による改正後の消費税法施行規則第六条第三項から第五項まで」を「消費税法施行規則第六条第五項から第七項まで」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

○財務省令第十九号

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第三条の二第一項第二号及び第五十六条第三項第四号の規定に基づき、酒税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一

酒税法施行規則の一部を改正する省令

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「合成着色料」を「着色料」に改める。

第十七条中「第五十六条第三項第四号」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「製造しよう」を「移出しよう」に、「に該当する」を「又は令第五十六条第三項第二号若しくは第三号に該当する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定及び次項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の酒税法施行規則第十七条第一号の規定は、令和五年四月一日以後に酒類（酒税法施行規則第一条第一項に規定する酒類をいう。以下同じ。）の製造場から移出されるスピリッツ（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第二十号に規定するスピリッツをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に酒類の製造場から移出されたスピリッツについては、なお従前の例による。

○財務省令第二十号

自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十条の二、第十条の三第一項、第十条の四第二項、第十条の五第二項、第十条の六第一項及び第二項、第十一条並びに第十三条第三項並びに自動車重量税法施行令（昭和四十六年政令第二百七十五号）第五条第一項及び第八条第一号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自動車重量税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一

自動車重量税法施行規則の一部を改正する省令

自動車重量税法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「記載される」を「記録される」に改め、同条第二号中「と記載され」を「と記録され」に、「記載される」を「記録される」に改める。

第三条の見出しを「（電子情報処理組織を使用する場合の納付方法等）」に改め、同条中「同条に規定する申請又は届出を行う場合に」を削る。

第五条に次の一項を加え、同条を第十六条とする。

2　法第十三条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該納付受託者の住所又は事務所の所在地及び名称

二　当該自動車の使用者の住所及び氏名又は名称

三　法第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額

四　前号の税額のうち未納の金額

五　第三号の自動車重量税の納期限

六　当該自動車についての前条第四号及び第五号に掲げる事項

七　その他参考となるべき事項

第四条第一号中「次条」を「次条第一項第一号及び第二項第二号」に改め、同条第四号中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同号ロ中「検査対象軽自動車及び二輪小型自動車の車両番号の指定」を「新規検査」に改め、同条第五号中「には」を「には、」に、「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同条を第十五条とする。

第三条の次に次の十一条を加える。

（納付の委託に係る通知）

第四条　法第十条の三第一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする。

一　自動車検査証の交付等（法第二条第一項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。第九条第一項において同じ。）を受ける者又は車両番号の指定（法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。第九条第一項において同じ。）を受ける者（これらの者以外の者で当該検査自動車（法第二条第一項第二号に規定する検査自動車をいう。）又は届出軽自動車（同項第三号に規定する届出軽自動車をいう。）につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を納付しようとするものを含む。次号において「自動車検査証の交付等を受ける者等」という。）のクレジットカードを使用する方法により自動車重量税を納付しようとする場合（当該自動車重量税の額が当該クレジットカードによつて決済することができる金額以下である場合に限る。）　当該クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項

二　自動車検査証の交付等を受ける者等が使用する資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項（定義）に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（以下この号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）により自動車重量税を納付しようとする場合（当該自動車重量税の額が当該第三者型前払式支払手段による取引等によつて決済することができる金額以下である場合に限る。）　当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項

（納付受託者の指定の基準）

第五条　令第八条第二号に規定する財務省令で定める基準は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項（指定納付受託者）に規定する指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて法第十条の四第一項に規定する納付事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であることとする。